

- 一同 竹輪蒲鋒長サ六寸五分 小口壹寸 引下直段百文
- 一同 角半へん壹ツニ付 同賣直段拾四三文
- 一同 九半へん壹ツニ付 引下直段拾三文
- 一同 摘入壹合ニ付 同賣直段拾四三文
- 一中 楡形蒲鋒長五寸八分 巾二寸七分 引下直段百六拾四文
- 一下 楡形蒲鋒 同賣直段百三拾貳文

右は錢相場御定被仰渡候ニ付、引下方之儀、書面之通申付候間、此段奉申上候、以上、

十一番組諸色掛り

雜子町 名主 市左衛門

寅 八月

〔奉公覺悟之事〕一かまぼこ刀め付たるははしにてくふべし、其まゝにて候はゞ、取あげてくふべき也、中よりかふるべし、

〔四條流庖丁書〕一蒲鋒ノ事、刀メヲ付テ參スルコトハ、悉ニハ不可有之、貴人御前一兩人計カト見エタリ、當世眞ヲ依不知推量テ萬仕間、刀メヲ悉付テ出也、然間是ヲ喰人過ヲ仕出事アリ、右ヨリ刀メヲ不付ハ、人ニアヤマリヲ蒙セジガ爲也、貴人又ハ女房兒喝食ナド計ニハ刀メ有ベシ、刀メ付ルコト口傳、人ニ見セザル様ニ可仕、當流ノ秘事也、

〔大草殿より相傳之聞書〕一かまぼこをくふ時は、先湯漬をくい、はしを取なをし、右の手にてかまぼこのしへのなきかたを取、左の手に取直し、手の上をき、右の手にて集養有たきほどくふ也、又とりてくふ共同前なり、さて本膳のまへのかたには何となくをく也、一かまぼこをたべたる時は、四ツめの汁にうつる、

〔本朝櫻陰比事三〕惡事見へすく揃へ帷子